

東近江市能登川博物館レンタルギャラリー利用要項

この要項は、能登川博物館（以下、本施設）における体験学習室でのレンタルギャラリー利用について定めるものである。

1 利用期間及び利用時間

レンタルギャラリーの利用期間は、1回につき連続する3週間（休館日を含む。）とする。利用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間も含むものとする。

（別表カレンダー参照）

利用時間は、開館日の午前10時から午後6時までとする。

2 利用料

利用料は無料とする。

3 利用許可の条件

(1) 本施設での展示は、東近江市に関連する歴史、民俗、自然等に関すること、また生涯学習及び文化の発展に資する内容（創作活動及び研究発表等）であること。

(2) 内容が次のいずれにも該当しないこと。

- ① 特定の宗教・政治団体の活動を目的としたもの
- ② 利用期間中の勧誘及び物品販売等の営利行為
- ③ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのあるもの
- ④ 本施設の近隣住民の迷惑となる行為
- ⑤ 飲食物の持ち込み及び飲食
- ⑥ 市税滞納者
- ⑦ その他、本施設の管理運営に支障のある行為

(3) 退去時は原状に復すること。

(4) 未成年の場合は、保護者が申請すること。

4 申込から利用決定まで

(1) 募集告知

利用年度の前年11月に、東近江市博物館総合サイト及び募集チラシにて、当該年度(4月～3月)のスケジュールを告知する。

(2) 受付期間

利用年度の前年11月から12月下旬までを応募受付期間とする。

(3) 提出書類

ア 応募用紙（募集チラシ裏面）

イ レンタルギャラリー利用申請書（様式第1号）

(4) 選出方法

応募多数の期間は、抽選により決定する。

(5) 結果通知

1月中旬、申込者全員に郵送で通知する。

なお、利用希望のなかった期間は、2月に二次募集を行う。

(6) 事前打ち合わせ

結果通知の受け取り後、展示責任者は利用初日の2週間前までに本施設職員と現地にて打ち合わせを行うこと。

5 レンタルギャラリースペースの利用

(1) 利用できる範囲は、施設平面図で提示した範囲とする。

ア 展示壁への展示方法は、ワイヤー吊り、虫ピン止め、タッカー止めとする。本施設指定の備品を使用すること。

イ 貸与可能な備品

- ・展示ワイヤー（2m）…20本
- ・展示ワイヤー（1m）…20本
- ・展示フック…80個
- ・パーテーションボード（幅90cm×高さ208cm）…5枚
- ・長机（高）（幅180cm×奥行45cm×高さ71cm）…5台
- ・長机（低）（幅180cm×奥行45cm×高さ31cm）…5台
- ・虫ピン
- ・タッカー
- ・イーゼルスタンド…（1台）
- ・A2判パネルフレーム…（1枚）

搬入及び搬出時には、脚立、掃除用具の貸し出し有り。

6 展示作業の実施

(1) 搬入、展示設営、搬出は、全て利用者が行うこと。

(2) レンタルギャラリーの利用期間中の管理は利用者の責任とし、破損、盗難等いかなる事故が生じても、本施設は一切の責任を負わないものとする。

(3) 搬入、展示設営は、利用初日の午後1時から午後6時までの間に、展示責任者が立会いの下で行うこと。

(4) 展示撤去、搬出は、利用最終日の午前10時から正午までに完了すること。また、搬出後は清掃を行い、退出前に本施設職員の確認を受けること。

(5) 退出の際、貴重品は持ち帰ること。

10 申込み・問合せ

東近江市能登川博物館

〒521-1225 滋賀県東近江市山路町 2225

電話 0748-42-6761 I P 050-5801-6761 F A X 0748-42-8098

メール n-muse@city.higashiomi.lg.jp

この要綱は、令和6（2024）年11月より適用する。